

## 第 2 次朝倉市総合計画策定方針

この策定方針は、現行の第 1 次朝倉市総合計画（計画期間：平成 20 年度～平成 30 年度）に代わる第 2 次朝倉市総合計画を策定するに当たっての本市の基本的考え方等を定めるものです。

### 1 計画策定の趣旨

朝倉市は、旧甘木市・旧朝倉町・旧杷木町の合併後最初の総合計画として、第 1 次朝倉市総合計画を策定し、「水を育み 街を潤す 健康文化都市の創造～「共生」と「交流」を創る「自立」と「責任」のまち～」の実現を目指して、まちづくりを進めてきました。

この間、少子・高齢化や人口減少の進展、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まり、長期化する地方経済の低迷、これまでに整備されてきた公共施設やインフラの老朽化、地方創生の推進等により、市を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題も生じています。

こうした環境の変化に的確に対応しつつ、市民と行政が中長期的な展望に立ったまちづくりの方向性を共有し、本市の特色を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、第 2 次朝倉市総合計画を策定するものです。

### 2 計画策定の根拠

朝倉市総合計画策定条例（平成 28 年朝倉市条例第 17 号）第 4 条を計画策定の根拠とし、市の最上位計画として第 2 次朝倉市総合計画を策定します。

### 3 計画策定の基本的な視点

#### (1) 市民に分かりやすい、職員が活用する計画づくり

まちづくりの基本理念・将来像や重点的に取り組む施策等が市民に的確に伝わり、分かりやすい計画とします。また、分野別の個別計画との整合を図り、総合計画と個別計画の関係性等を明らかにするとともに、職員が施策・事業の進捗管理、目標管理などに活用できる計画とします。

#### (2) 機動性と柔軟性が高い計画づくり

社会経済情勢の急激な変化や市長の施政方針変更等の理由により、計画が実態と乖離し、計画の意義や実効性が損なわれないよう、環境変化に応じた事業の見直し、適切な計画期間の設定等により、機動性と柔軟性が高い計画とします。

#### (3) 行政評価と連動した計画づくり

総合計画で目指す方向や目標を行政評価制度と連動させ、計画期間中

における施策又は事業の取組や成果を検証しやすくするとともに計画終了時には、達成状況を客観的に評価できる計画とします。

(4) 経営資源の選択と集中を図ることができる計画づくり

厳しい財政状況の下でまちづくりを進めるには、限られた経営資源を効果的に配分する選択と集中が必要なため、第2次朝倉市総合計画では、計画期間中に重点的に取り組むべき分野とその目標を定めます。

4 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

長期的な視点に立ち、朝倉市のまちづくりの基本理念・将来像や市政運営の方向性等を明らかにしたものです。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための施策の体系を整理し、分野別の目標や施策の方向性等を示したものです。また、経営資源の選択と集中の観点から、計画期間中に重点的に取り組むべきテーマ、施策等を設定します。

(3) 実施計画

基本計画に示された施策を効果的に推進するための事業の内容等を明らかにしたものです。基本計画に掲げる施策等の目標達成のために重要な影響を及ぼす事業を対象とし、社会経済情勢の動向等を踏まえ、適宜、見直し、追加・修正等を行うものとします。

5 計画期間

(1) 基本構想

概ね10年間の構想とします。(市を取り巻く環境に大きな変化がない限りは、方向性及び理念を継承)

(2) 基本計画

平成31年度から平成34年度までの4年間とします。

(3) 実施計画

3か年計画のローリング方式で毎年度見直し、追加・修正等を行います。

6 計画策定の体制

(1) 市民参画

市民が第2次朝倉市総合計画策定の各段階において参画していただけるよう、市民アンケートやワークショップなどの様々な機会を設けるとともに、基本構想や基本計画の素案のパブリックコメントの実施等によ

り、幅広い市民意見の反映を図ります。

(2) 朝倉市まちづくり審議会

第2次朝倉市総合計画(案)について朝倉市まちづくり審議会に諮問し、問題点や課題を整理するとともに、様々な立場から選出された委員の意見を加味した答申を受けることとします。なお、審議会の委員は、公募により選考される市民、関係団体の役職員等から市長が任命又は委嘱することとしています。

(3) 朝倉市議会

朝倉市議会に対しては、第2次朝倉市総合計画策定の進捗状況を報告するとともに朝倉市総合計画策定条例第6条の規定により基本構想及び基本計画の策定に係る議決を経ることとします。

(4) 庁内推進体制

ア 庁議、政策調整会議

第2次朝倉市総合計画策定に係る方針その他の重要事項の決定については、庁議又は政策調整会議で行います。

イ 総合計画策定委員会

副市長、教育長、部長職等で構成された「朝倉市総合計画策定委員会」を設置し、第2次朝倉市総合計画策定に向けて、全庁的な取組を推進します。

ウ 施策管理者、基本事業管理者

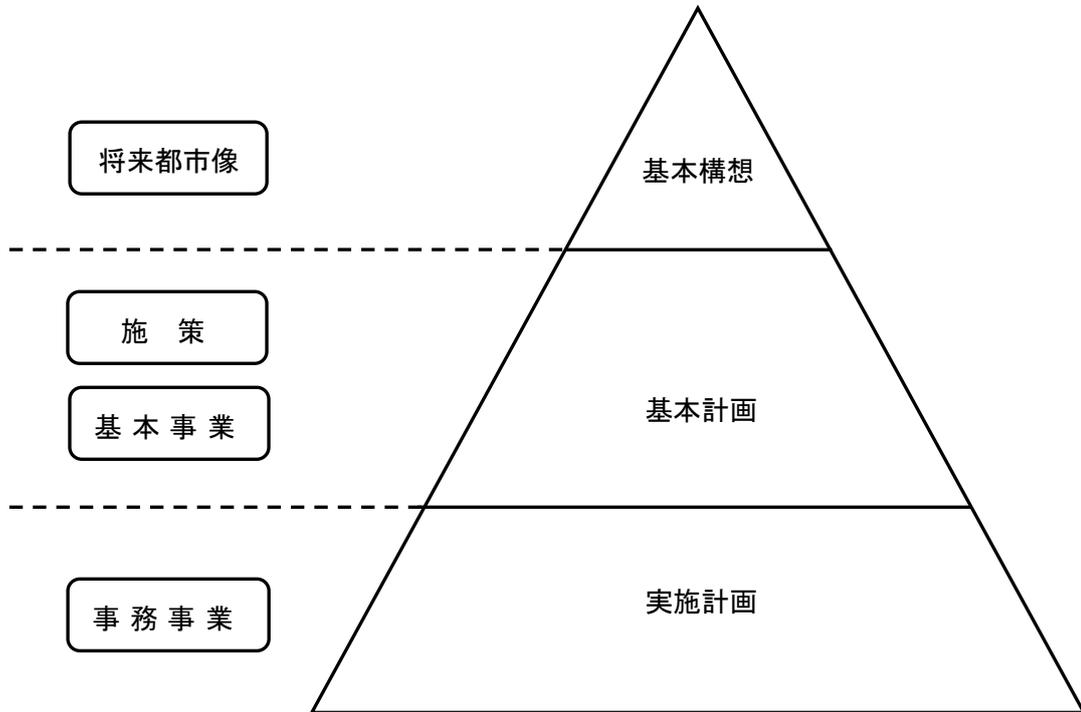
庁議又は政策調整会議で決定した方針に基づき行われる具体的な調査、施策体系や成果指標の検討等の事務は、各施策の主管課長(施策管理者(仮称))及び各基本事業の主管課長及び係長(基本事業管理者(仮称))を中心として進めることとします。また、計画策定の各過程において幅広い層の職員の参画を求めることとします。

エ 事務局

第2次朝倉市総合計画の策定に伴う事務全般は、総合政策課企画政策係において行います。また、計画策定に伴う事務の一部については、業務委託し実施することとします。

7 計画策定のスケジュール(略)

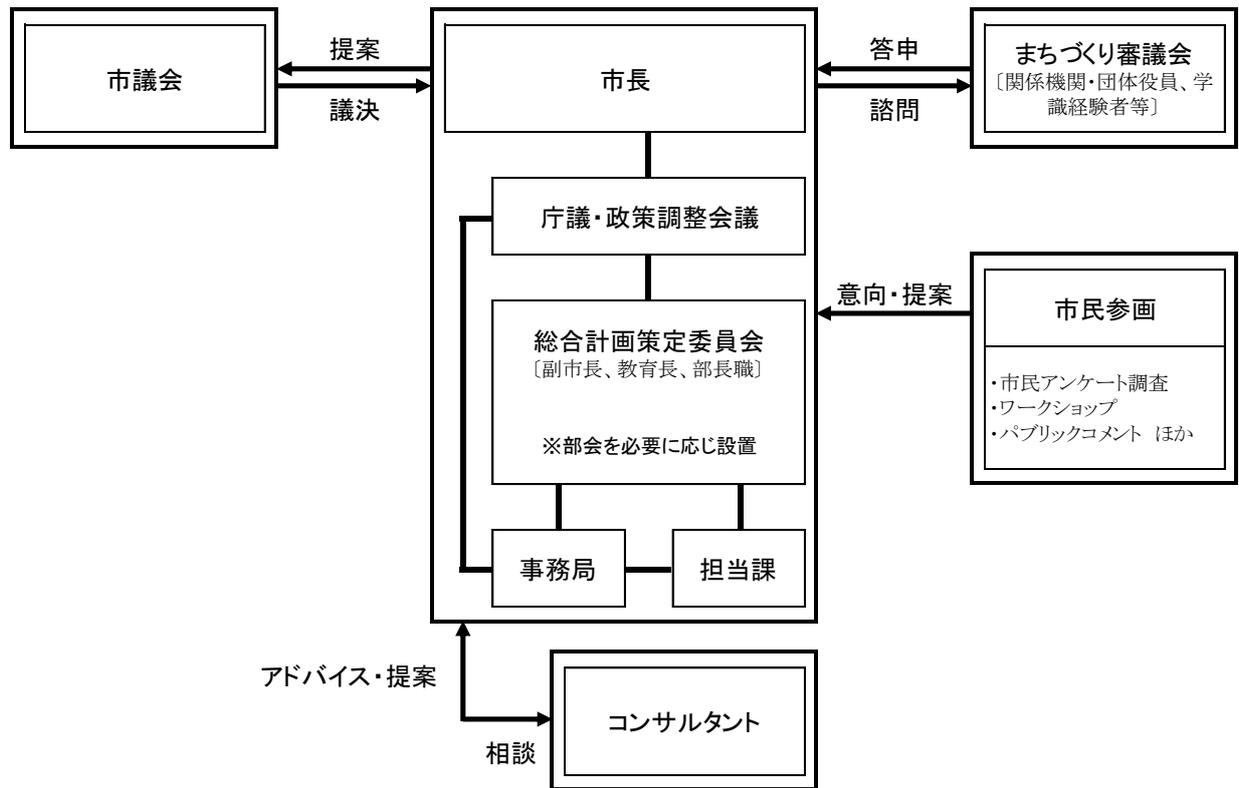
● 計画の構成のイメージ図



● 計画期間のイメージ図

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43~
市長任期 (○は市長選)			○				○				○				○	
基本構想	1次		延長	2次												
基本計画	延長		★					★			★					
	★ : 次期基本計画策定のための調整期間															
実施計画	→		→		→			→			→			→		
	・毎年度見直し															

第2次朝倉市総合計画策定体制



## 朝倉市条例第17号

### 朝倉市総合計画策定条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 まちづくりの総合的な指針として、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びまちづくりの方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示すものをいう。

#### (位置付け)

第3条 総合計画は、市の最上位計画とする。

2 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

#### (総合計画の策定)

第4条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

#### (まちづくり審議会への諮問)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、朝倉市まちづくり審議会条例（平成18年朝倉市条例第31号）第1条の朝倉市まちづくり審議会に諮問するものとする。

#### (議会の議決)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

#### (総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

#### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。